

切れ目ない健康づくりの推進

1 地域における健康づくりの推進

健康福祉部 健康づくり課

(1) 目標

松本市健康増進総合計画に基づき、地域を基盤とした健康づくりを推進します。地域づくりセンターを中心に、保健師、福祉ひろば職員、地区生活支援員、地域包括支援センター職員、その他地域の関係する地区組織（食生活改善推進員・体力づくりサポーター等）と連携し、より身近な地域での健康づくりを強化推進します。

(2) 令和5年度の実施と成果

- ア 地区担当保健師が、地域を拠点とした保健活動の充実や地区担当職員との連携強化を図るために、10月より35地区中22地区への地区駐在化をすすめ、身近な地域での健康づくりに取り組みました。母子保健業務、全世代対象の健康相談の充実、地区課題に向けた取り組み、また地域包括支援センター職員及び地区生活支援員と連携したフレイル予防の実施、地区への健康情報の発信等を重点に活動しました。
- イ 食生活改善推進員養成教室を年2会場6回コースで実施しました。新たに7人が食生活改善推進員として加入（会員数236人）し、市内35地区で地区課題に沿って食生活改善栄養指導事業を実施するとともに、地区福祉ひろばや地区公民館等で様々な年代を対象とし食生活改善のための取り組みを行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 保健師が、身近な地域で健康づくりを推進するため、健康相談等の環境整備を行うとともに、地区課題を明確化し、課題に沿った取り組みを行います。
- イ 引き続き食生活改善推進員の養成を行うとともに、地域住民が自ら学び、活動する場の支援、さらには地域の健康づくりに向けた取り組みを支援します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 松本市食生活改善推進協議会

昭和44年度	食生活改善推進員の活動開始
57年度	食生活改善推進協議会組織化
平成9年度	松本市による食生活改善推進員養成教室を開始
18年度	松本市食生活改善推進協議会が厚生労働大臣表彰を受賞
令和4年度	40周年記念事業実施

イ 体力づくりサポーター育成

平成25年度	4年間で全地区実施する計画で育成開始
29年度	全地区で体力づくりサポーター地区集会実施
30年度	リーダーサポーター育成開始

切れ目ない健康づくりの推進

2 がん検診等各種検診の推進

健康福祉部 健康づくり課

(1) 目標

がんの早期発見・早期治療を図るため、がん検診等各種検診の受診率の向上に取り組むものです。

(2) 令和5年度の実施と成果

- ア 松本市国民健康保険特定健診や後期高齢者健診等の基本健診、がん検診受診券、各がん検診無料クーポンを1通に同封してお送りする個人通知により受診勧奨を行いました。
- イ 国保加入者を対象に子宮がん検診(20～39歳)、乳がん検診(40～69歳)の受診勧奨を行いました。
- ウ FMまつもと、広報まつもと等の各メディアへの出演及び情報掲載、SNS等のインターネットを通じた周知・啓発を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 若い世代で受診率が低い傾向があるため、これらの世代のアクセシビリティの向上が必要です。
- イ 要精密検査となった方の精密検査受診率が低い大腸がん検診等で、精密検査受診を促す取組みが必要です。
- ウ がんの早期発見効果の高い検査を提供するため、胃内視鏡検査の導入について検討が必要です。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成16年度	前立腺がん検診開始
18年度	肺がんCT検診を開始
21年度	子宮頸がん検診、乳がんマンモグラフィ検診の節目年齢対象者への個別勧奨を開始
23年度	肺がんCT検診の節目年齢対象者への個別勧奨を開始
24年度	個別通知による受診勧奨を開始、大腸がん検診の節目年齢対象者への個別勧奨を開始
26年度	HPV(ヒトパピローマウイルス)併用検診、胃がんリスク検診を開始
29年度	子宮頸がん・乳がん検診の自己負担額の引き下げ
30年度	乳がん超音波検診無料クーポンの開始
令和4年度	WEB予約サイトの開設

イ 統計資料

区分	令和4年度			令和5年度		
	対象者(人)	実施者(人)	受診率(%)	対象者(人)	実施者(人)	受診率(%)
肺がんCT検診	80,341	2,571	3.20	80,454	2,216	2.75
胃がん検診	87,633	2,832	3.23	87,576	2,635	3.01
大腸がん検診	87,633	15,988	18.24	87,576	15,101	17.24
子宮がん検診	49,934	9,776	19.57	49,909	9,950	19.94
乳がん検診	46,760	10,226	21.87	46,733	10,475	22.41
前立腺がん検診	32,163	6,087	18.93	32,365	5,901	18.23

切れ目ない健康づくりの推進

3 後期高齢者医療の推進

健康福祉部 保険課

(1) 目標

高齢者が安心して医療を受けることができる環境づくりとともに、健康保持増進を図るため保健事業の充実を目指しています。

(2) 令和5年度の実績と成果

- ア 後期高齢者医療は75歳以上の者及び65歳以上75歳未満の障がい認定者を対象として、長野県後期高齢者医療広域連合が運営主体となっています。市は、保険料の徴収、各種申請や届け出の受付、保健事業などの業務を担っています。
- イ 後期高齢者健康診査は健康づくり課が担当し、令和5年度の対象者35,955人（要介護3～5は希望者のみ）のうち受診者は15,203人で、受診率は42.2%でした。このうち、簡易脳ドックを除く人間ドック受診者は1,085人でした。
- ウ 令和3年度から高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業に国保、後期、介護保険で連携して取り組んでいます。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 健康診査は、受診料を無料にすることで負担を軽減し、受診率向上を図っています。（法定必須16項目に市独自の10項目を追加して実施しています。）
- イ 平成25年度から人間ドック・脳ドックに対する助成を行い、高齢者が自身の健康を確認する選択肢を広げています。
- ウ 高齢者に健康の大切さを意識してもらい、健康診査の受診率を向上させ、被保険者の健康維持と医療費の適正化を進めることが課題です。
- エ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業で取り組む重症化予防事業やフレイル予防事業は、高齢者のQOL（生活の質）を高めるとともに、医療費や介護保険給付費の負担軽減につながるため、多くの市民に関心を持ってもらえるように取り組みます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成20年度	健康診査の開始	健康診査市独自検査項目3項目追加
21年度	健康診査に市独自検査項目2項目追加	23年度までに7項目を追加
令和3年度	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業開始	

イ 統計資料

後期高齢者健康診査

（健康づくり課所管）

年 度	対象者（人）	受診者（人）	受診率（％）	伸び率（％）
R01	36,369	16,325	44.9	△ 2.0
R02	33,422	15,788	47.2	2.3
R03	33,722	15,123	44.8	△ 2.4
R04	34,665	15,536	44.8	0.0
R05	35,955	15,203	42.2	△ 2.6

※ 令和2年度から後期高齢者健康診査の対象のうち要介護3～5の被保険者を希望制に変更しました。

切れ目ない健康づくりの推進

4 フレイル予防の推進

健康福祉部 健康づくり課

(1) 目標

フレイル予防対策として、医療連携の体制整備を進めるとともに、フレイル該当者の把握と予防の周知啓発、保健指導を実施するものです。また、身近な地域で自ら進んで健康づくりに取り組むことができるよう、高齢者の通いの場の創出と、健康づくりを支援する人材を育成するものです。

(2) 令和5年度の実施状況と成果

- ア フレイルを防ぎ、健康の保持増進、医療費および介護給付費の伸びを抑制するために、「フレイル予防の推進」に関する専門者会議を設置し、今後の方向性について協議しました。また、フレイル対策を主導し、フレイルを考慮した高齢者医療を担う医師を育成するため、フレイルサポート医の養成講座を実施し、医師12名、歯科医6名が参加しました。
- イ フレイル該当者の把握強化のため、介護保険未認定の75歳以上一人暮らし高齢者を対象に電力スマートメータによるフレイル検知事業を行いました。515名が参加し、フレイルの早期発見及び早期介入による介護予防に努めました。
- ウ 身近な地域で住民同士が主体的に運動を継続できる仕組みづくりとして、週1回運動を行うサークルの立ち上げ支援を行い、新たに33サークルが立ち上がり、全126サークルが活動しています。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア フレイル健診等で把握したフレイル該当者に対し、個別支援を行い、必要な場合は医療につなげるなど、医療と連携したフレイル対策を行います。
- イ フレイル要因となる痩せリスクの方が、国や県と比較して多いため、個別の保健指導等を行い改善に向けての取り組みが必要です。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成25年度 地域の中で運動を支援するボランティア「体力づくりサポーター」育成開始
- 令和元年度 自主運動サークル支援事業を開始
- 3年度 「体力づくりサポーター育成事業」と「自主運動サークル支援事業」を地域介護予防活動支援事業へ移行
- 4年度 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業開始。「フレイル健診と健康教室開始」
- フレイル予防推進協議会の設置

イ 統計資料

	体力づくりサポーター	自主運動サークル立ち上げ	フレイル予防	
	全登録者数	サークル数	健診数	講座数
令和元年度	440	28		
令和2年度	455	51		
令和3年度	395	70	77	70
令和4年度	412	93	95	76
令和5年度	392	126	77	74

切れ目ない健康づくりの推進

5 生活習慣の改善

健康福祉部 健康づくり課

(1) 目標

市民一人ひとりが自分の健康に関心を持ち、より良い生活習慣に心掛け、病気の発症を予防するため、松本市健康増進総合計画を推進します。

(2) 令和5年度の実施と成果

- ア 若い世代で健（検）診受診率が低い傾向があるため、これらの世代のアクセシビリティの向上のために、スマートフォンやPCから各種検診を予約できるようWEBサイトを継続運営しました。
- イ 過去の特健診受診結果やレセプトデータを人工知能により分析した、対象者の特徴別受診勧奨通知の作成・発送や、同分析による勧奨効果を順位づけした受診勧奨に取り組みました。
- ウ 第4期松本市食育推進計画に基づき、「あなたの生活にプラスワン」を新たな方向性とし、「1日2食は3皿食べよう」を推進するため、「おいしく食べよう具たくさんみそ汁」及び「よくかむ30かみかみ運動～飲み込む前にあと5回～」を取組みの柱として広く周知しました。また、各部局と連携し、松本と関わりの深い大豆や大豆製品を題材に食育を展開する「まつもと だいつ大作戦」に取り組みました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 無関心層や若者などが受診につながる仕組みづくり、誰もが健康情報を得て、自らすすんで健康づくりに取り組める仕組みづくりが必要です。
- イ 市民一人ひとりが体験を通じて豊かな食生活を育めるよう、重点取組の周知や、作る・味わう等の体験ができる講座、ICTの活用を通じ、個人の実践につながる食育を推進します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成13年度	第1期松本市健康づくり計画「スマイルライフ松本21」を策定
19年度	第1期松本市食育推進計画「すこやか食プランまつもと」（20年度～24年度）策定 松本市国保特定健診・保健指導の開始、各種健康講座を実施
22年度	「働く世代の生活習慣病予防事業」の開始 第2期松本市健康づくり計画「スマイルライフ松本21」（23年度～32年度）策定
24年度	第2期松本市食育推進計画「すこやか食プランまつもと」（25年度～29年度）策定
29年度	第3期松本市食育推進計画「すこやか食プランまつもと」（30年度～34年度）策定
令和4年度	松本市健康増進総合計画（5年度～9年度）策定

イ 統計資料

特定健康診査・特定保健指導

単位：％

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定健康診査受診率	38.0	43.0	42.8	41.3
特定保健指導実施率	47.3	42.2	45.0	

※ R5受診率は速報値。保健指導は実施中。

切れ目ない健康づくりの推進

健康福祉部 健康づくり課
保健予防課

6 受動喫煙の防止

(1) 目標

健康増進法及び松本市受動喫煙防止に関する条例に基づき、受動喫煙による健康被害や喫煙による健康への影響について、市民ひとり一人が理解できるように啓発事業を推進し、健康増進を図ります。理解できるように啓発事業を推進し、健康増進を図ります。

(2) 令和5年度の実施と成果

- ア はじめの1本を吸わせない取り組みとして、小学生高学年啓発動画を作成しました。
- イ 禁煙支援ガイドを活用し、医師会・歯科医師会・薬剤師会と禁煙支援の連携を図りました。
- ウ 世界禁煙デーに併せ禁煙啓発強化月間として、松本城のライトアップや乳幼児健診や保育園での啓発を行いました。
- エ 特定施設（第一種施設、第二種施設、喫煙目的室施設）における受動喫煙に関する相談、指導及び飲食店への周知啓発をしました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 市民や企業に対し、健康増進法の改正及び松本市受動喫煙防止に関する条例について周知徹底し、円滑な法律施行を目指します。
- イ 医師会・歯科医師会・薬剤師会、企業と連携を図り、禁煙支援の充実を図ります。
- ウ 子どもたちを受動喫煙の健康被害から守るため、幼児期からの喫煙防止教育の実施や子育て世代、働く世代への啓発、加熱式タバコについての正しい理解の普及を行います。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 25 年	3 月	庁議で「タバコと向き合う松本スタイル～あたり前の禁煙へ～」を策定
	12 月	松本駅前お城口広場を「さわやか空気思いやりエリア」（禁煙エリア）に設定
30 年	7 月	健康増進法の一部を改正する法律の公布。受動喫煙防止対策の強化
	8 月	たばこ対策庁内検討会議の発足。本市の対策の見直しを行うことを確認
	10 月	たばこ対策推進協議会の発足。条例制定に向けて協議
31 年	3 月	松本市受動喫煙防止に関する条例の制定
令和 元 年	7 月	松本市受動喫煙防止に関する条例施行市公共施設での原則敷地内禁煙開始
	10 月	松本駅お城口広場周辺を「受動喫煙防止区域」に指定 指定喫煙所・禁煙啓発所運用開始
3 年	4 月	中核市移行に伴い特定施設等へ指導及び助言等の事務が長野県から移譲
4 年	4 月	松本城公園・旧開智学校までの道路を「受動喫煙防止区域」に指定 松本城公園公共指定喫煙所運用開始
6 年	1 月	小学生高学年向け啓発動画作成

イ 統計資料

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
喫煙率（国保特定健診受診者の内、習慣的に喫煙する者）	11.1%	11.4%	11.3% （決定値）	11.5% （速報値）

切れ目ない健康づくりの推進

7 自殺予防対策の強化

健康福祉部 健康づくり課

(1) 目標

松本市自殺予防対策推進計画に基づき、自殺者数の減少を図るため総合的な予防対策に取り組みます。

(2) 令和5年度の実績と成果

- ア 第3期松本市自殺予防対策推進計画に基づき、啓発・教育・相談・支援体制の強化に取り組みました。
- イ 自殺予防専用相談「いのちのきずな松本」で個別相談に対応しました。
- ウ 自殺率の高い子どもや若者・働き盛り世代にICTを活用し、相談支援先の情報を積極的に届けるため、検索連動型広告を実施しました。
- エ 若い世代への教育・啓発の一環として、SOSの出し方に関する出前講座を小中学生へ実施しました。また、子どもへの暴力防止(CAP)プログラムを小中学生、保護者、教員に向けて実施しました。
- オ 長野県精神保健福祉センターと共催で「若者が考える、生きるを支えるワークショップ」を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 自殺予防対策推進協議会及び庁内連絡会議を中心に、各分野、各団体等との連携を強化して自殺予防対策に取り組みます。複雑化・複合化した相談に対し、包括的に支援します。
- イ ICTを活用し、積極的な情報発信に取り組みます。
- ウ 若年者や働き盛り世代の自殺死亡率が高い傾向にあることより、若い世代からの教育・啓発を重点的に行います。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成21年度	松本市自殺予防対策推進協議会の発足
22年度	松本市自殺予防専用相談「いのちのきずな松本」の開設
23年度	松本市自殺予防対策推進計画策定、地域支援者のための研修会を実施
29年度	第2期松本市自殺予防対策推進計画策定
令和4年度	第3期松本市自殺予防対策推進計画策定

イ 「いのちのきずな松本」の実施状況（令和5年度）

相談日数	244日
相談件数	1,742件（実人数109人）

相談者109人の年齢別内訳（令和5年度）

単位（人）

10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明	合計
8	19	27	16	23	8	6	2	109

ウ ICTを活用した検索連動型広告実績

広告表示数（広告が表示された回数。検索した際、必ず表示されるとは限らない）	92,385回
広告クリック数（広告が表示された際、広告をクリックし、相談窓口を確認した回数）	7,939回
広告クリック率（広告クリック数／広告表示数×100）	8.59%

1 感染症予防対策の推進

健康福祉部 保健予防課

(1) 目標

感染症に対する正しい知識の普及・啓発を行い、感染症の予防・感染拡大防止に向け、的確な対応が行える体制づくりを推進します。

(2) 令和5年度の実績と成果

- ア 感染症法に基づき、発生動向調査や積極的疫学調査により感染症の発生状況の正確な把握と分析を行うとともに、関係機関への迅速な情報提供を行い、感染症の予防を図りました。
- イ 新型コロナウイルス感染症対策は、R 5.5.8 から5類へ移行となりましたが、国の方針に基づき、外来や救急への影響緩和のため、発熱時の受診相談や陽性判明後の体調急変時の相談窓口として24時間対応の受診相談センターをR 6.3月まで継続実施しました。
- ウ エイズ・性感染症予防対策は、電話や面接による相談、HIV 迅速検査及び性感染症検査（梅毒・クラミジア）を行うとともに、検査普及週間や世界エイズデーに合わせ、市公式 SNS での情報発信やレッドリボンツリーの設置を行い、感染症に対する正しい知識の普及啓発に努めました。
- エ 結核対策は、結核に関する正しい知識の普及啓発、積極的疫学調査及び接触者検診の実施を図り、結核患者の早期発見と適正な管理をすることで感染拡大予防に努めました。
- オ 感染症法が改正され、新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、今後起こり得る新興感染症の発生に備えるため、松本市感染症予防計画を策定しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 松本市感染症予防計画に基づき、今後の新興感染症の発生に備えた体制整備及び平時から感染症の予防やまん延を防止していくための対策を講じていくことが必要です。
- イ 結核や性感染症等の感染症対策として、本市の発生状況を踏まえた周知啓発等の対策を推進していきます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

令和 2 年度	中核市の指定に関する政令が交付
3 年度	中核市へ移行、松本市保健所を開設
5 年度	5 月 8 日から新型コロナウイルス感染症が5類に移行

イ 統計資料

感染症発生件数

(令和5年度)

分類	一類	二類	三類	四類	五類	新型コロナウイルス感染症
件数 (件)	—	22	7	13	42	922

※新型コロナウイルス感染症の発生件数は、令和5年5月7日までの集計

エイズ相談件数

(令和5年度)

来所相談	電話相談	計
187	202	389

2 感染症予防対策（予防接種の充実）

健康福祉部 健康づくり課

(1) 目標

予防接種法に基づき予防接種を行い、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を防止します。実施にあたっては、予防接種の意義等について啓発を図り、被接種者の体質等を理解している、かかりつけ医療機関での個別接種の推進を図ります。

(2) 令和5年度の実施と成果

- ア 乳幼児・学童の予防接種の接種率は、ほぼ横ばい傾向で、感染症のまん延はありません。
- イ 任意予防接種のおたふくかぜ接種費用の一部助成及びこどものインフルエンザ接種費用の半額助成、帯状疱疹ワクチン接種費用の一部助成を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

予防接種が感染症のまん延予防に大きな成果をあげていることから、今後とも普及啓発活動を行うとともに接種勧奨に努めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 25 年度	子宮頸がん・ヒブ・小児用肺炎球菌 3 ワクチンの定期接種開始 6 月から子宮頸がんワクチンの積極的勧奨中止 水痘・おたふくかぜワクチンの接種費用の一部助成を開始
26 年度	10 月から水痘・高齢者肺炎球菌ワクチンの定期接種開始。9 月で水痘の一部助成終了 4 月から B 型肝炎、10 月から高齢者肺炎球菌ワクチンの接種費用の一部助成を開始
28 年度	県外定期予防接種費用の助成を開始。10 月から B 型肝炎ワクチンの定期接種を開始
29 年度	任意の B 型肝炎ワクチンの予防接種の一部助成対象者の拡大
30 年度	任意の高齢者肺炎球菌予防接種費用の一部助成終了
令和 元 年度	大人の風しん追加的対策開始
2 年度	10 月からロタウイルスワクチンの定期接種開始 任意のこどものインフルエンザ予防接種費用の半額助成を開始
3 年度	任意の B 型肝炎予防接種費用の一部助成終了
4 年度	子宮頸がんワクチンの積極的勧奨再開、キャッチアップ接種開始
5 年度	任意の帯状疱疹ワクチン接種費用の一部助成を開始 3 月で高齢者肺炎球菌予防接種の経過措置終了

イ 統計資料

令和 5 年度帯状疱疹接種費用助成

※補助開始前に 1 回自費で接種した方

年度	申請のあったワクチンの種類	申請者数	接種したワクチンの種類	接種者数
令和5	生	627人 (20.5%)	生	440人
	不活化	2,433人 (79.5%)	不活化 1 回目	1,921人
			不活化 2 回目	1,457人
			不活化 2 回目のみ※	79人
	合計	3,060人	合計	3,897人

イ 新型コロナウイルスワクチン接種の状況

令和6年3月末現在

接種済（人）	区分	住民基本台帳人口 (R5.4.1)	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目
	65歳以上	67,015	63,015	62,819	61,176	56,591	49,592	39,766	29,701
	60歳～64歳	13,695	12,346	12,330	11,667	10,027	7,075	3,703	1,739
	50歳～59歳	33,612	28,943	28,955	26,658	18,809	8,205	3,673	2,095
	40歳～49歳	33,117	30,687	30,539	24,782	13,789	4,715	1,916	1,059
	30歳～39歳	24,819	21,397	21,301	16,116	7,525	2,422	936	453
	20歳～29歳	23,303	19,433	19,332	14,367	5,970	1,651	521	235
	12歳～19歳	17,655	15,545	15,408	10,774	4,407	707	57	3
	5歳～11歳	14,105	4,139	3,983	1,806	414	139		
	生後6か月～4歳	8,399	483	461	419	108			
	合計	235,720	195,988	195,128	167,765	117,640	74,506	50,572	35,285
接種率（％）	65歳以上		94.03	93.74	91.29	84.45	74.00	59.34	44.32
	60歳～64歳		90.15	90.03	85.19	73.22	51.66	27.04	12.70
	50歳～59歳		86.11	86.14	79.31	55.96	24.41	10.93	6.23
	40歳～49歳		92.66	92.22	74.83	41.64	14.24	5.79	3.20
	30歳～39歳		86.21	85.83	64.93	30.32	9.76	3.77	1.83
	20歳～29歳		83.39	82.96	61.65	25.62	7.08	2.24	1.01
	12歳～19歳		88.05	87.27	61.03	24.96	4.00	0.32	0.02
	5歳～11歳		29.34	28.24	12.80	2.94	0.99		
	生後6か月～4歳		5.75	5.49	4.99	1.29			
	全体		83.14	82.78	71.17	49.91	31.61	21.45	14.97

- ・対象者は、令和5年4月1日時点の住民基本台帳の人口
- ・接種数は、各接種会場が接種実績をワクチン接種記録システム（VRS）を通して報告した数値を集計（松本市外で接種した者を含む）

3 新型コロナウイルスワクチン接種事業

健康福祉部 健康づくり課

(1) 目標

予防接種法に基づく特例臨時接種として、国が示す対象者及び接種時期に従い、希望する市民全員に円滑かつ効率的に新型コロナウイルスワクチン接種を実施し、新型コロナウイルス感染症による重症化予防及び感染拡大防止に努めます。

(2) 令和5年度の実施と成果

- ア 令和5年春接種（5/8～オミクロン2価）、令和5年秋接種（9/20～XBB.1.5）を実施しました。
- イ 医療機関での接種のほか、アルピコプラザでの集団接種を実施しました。
- ウ 特例臨時接種が終了（3/31）することに伴い、集団接種を令和5年11月末、コールセンターを令和6年1月末に終了し、個別接種は特例臨時接種終了に併せて終了としました。

(3) 現状の分析と今後の課題

国の方針やワクチンの供給については非常に流動的であることから、関係機関との協力体制のもと柔軟かつ迅速に接種を進めていきます。

引き続き市のホームページやSNSを通じた周知啓発活動を推進していくとともに、高齢者等の情報弱者への支援体制を確保していきます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

令和 2年 12月	国が第1回自治体向け説明会を開催し接種体制の確保について指示
3年 2月	松本市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター設置／医療従事者等への接種開始
4月	高齢者施設への巡回接種開始
5月	集団接種会場で高齢者の接種開始（市職員を動員した接種体制）
6月	医療機関での接種開始
7月	基礎疾患を有する者への優先接種開始
9月	12歳以上への接種開始
12月	3回目接種開始（医療従事者等から順次）
4年 2月	集団及び巡回接種を市職員を動員した接種体制から委託業務に変換
3月	5～11歳の小児接種開始
4月	12～17歳の3回目接種開始
6月	60歳以上のオミクロン株対応2価ワクチン（以下、「オミクロン対応ワクチン」という。）接種開始
7月	基礎疾患を有する者及び医療従事者等へのオミクロン対応ワクチン接種開始
9月	12歳以上へのオミクロン対応ワクチン接種開始（令和4年秋開始接種）
11月	生後6か月～4歳までの乳幼児ワクチン接種開始
5年 3月	5～11歳用オミクロン対応ワクチン接種開始
5月	令和5年春接種開始（オミクロン対応ワクチン）
9月	令和5年秋接種開始（XBB.1.5株対応ワクチン）
11月	集団接種会場（アルピコプラザ）を終了
6年 1月	松本市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター終了
3月	特例臨時接種終了

4 安心できる医療提供体制の確保

健康福祉部 保健総務課

(1) 目標

市民が安心安全な医療を受けられるようにするため、医療に対する患者の苦情・心配や相談に対応し、医療機関や患者に対し医療安全に関する助言および情報提供を行うほか、医療機関が医療法及び関連法令に規定された人員や構造設備を有し、適正な管理を行っているか検査を行います。

(2) 令和5年度の実施と成果

- ア 医療安全支援センターで、専属の職員が病気や医療機関等に関する相談を受け、その内容を医療機関との情報交換会において共有しました。
- イ 医療従事者や地域住民を対象に、医療安全支援センターで受けた相談内容を反映させた、医療安全や医療機関のかかり方の研修会（講座）を開催しました。
- ウ 病院や有床診療所を対象に、立入検査を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 引続き医療安全支援センターの周知を行い、医療に関する悩みを持った患者・御家族への助言を講じていく必要があります。
- イ 医療を適切に受けるためには、患者に対する医療従事者側の配慮だけでなく、患者や家族側の自立した高い意識が必要であることから、「医者にかかる10箇条」を活用した講座活動を広く進めていく必要があります。
- ウ 予定の全医療機関の立入検査を実施しました。ここ数年実施できなかった院内における感染対策の状況確認を行いました。引き続き実施する必要があります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 令和3年度 松本市保健所に医療安全支援センターを設置
新型コロナウイルス感染症に配慮した立入検査を実施（一部書面審査）
- 4・5年度 新型コロナウイルス感染症等に配慮した立入検査を実施

イ 統計資料

	R3年度	R4年度	R5年度
医療機関等の相談件数	226	307	342
医療機関等への苦情件数	44	50	40

研修テーマ	対象者	R3年度		R4年度		R5年度	
		回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数
賢い患者になるために	住民	7	延べ146	15	延べ423	9	延べ298
医療安全研修会	医療従事者	2	244	1	25	3	11

検査予定医療機関	対象医療機関数	検査頻度	R4年度(か所)	R5年度(か所)	R6年度(か所)
病院	16	毎年	16	16	16
有床診療所	10	3～5年毎	3	2	4

5 生活衛生施設等への監視指導事業

健康福祉部 食品・生活衛生課

(1) 目標

旅館、興行場、公衆浴場、理・美容所、クリーニング所及び特定建築物等の生活衛生関係施設について、関係法令に基づき、許可・確認及び届出受理を行うとともに、監視指導や測定を行うことで施設の衛生を確保し、公衆衛生の維持・向上を図ります。

(2) 令和5年度の実施状況と成果

令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症が2類感染症から5類感染症になったことから、中核市発足以来初めて、通常ベースに戻し、監視指導事務を行いました。
また、旅館組合、理容組合等の講習会を通じて、指導を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 立入検査は、長野県の監視指導計画に準じて実施しており、指摘事項は、総じて変更等の届出の提出、自主管理点検の実施が多く、旅館・公衆浴場では、浴槽水の適正な管理、理・美容所では、適正な消毒の実施が多くなっています。
イ 引き続き、生活衛生関係法令に基づく施設に対し、立入検査による監視指導や講習会等を通じた指導を行い、施設の衛生管理の向上を図ります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

令和3年度 中核市移行に伴い、新たに松本市保健所を開設

イ 統計資料

＜令和5年度 監視件数＞

業態名	施設数	監視件数
興行場	6	2
旅館業	345	119
公衆浴場	124	43
理・美容所	845	143
クリーニング業	132	42
特定建築物	121	16

6 食品衛生施設等への監視指導事業

健康福祉部 食品・生活衛生課

(1) 目標

松本市食品衛生監視指導計画に基づき、食品関係営業施設、集団給食施設等における食品の製造、加工、調理等が衛生的に行われるよう、監視指導を行うことにより、飲食に起因する衛生上の危害発生の防止を図ります。また、市内の食品製造施設で製造される食品及び食品の流通拠点である市場、スーパーマーケット等で流通する食品等を収去し、残留農薬、残留動物用医薬品、添加物、微生物及びその他必要な検査を実施することにより、違反食品を排除し、食品の安全性の確保に努めます。

(2) 令和5年度の実施状況と成果

食中毒予防等及び食品に関する正しい知識を市民や事業者へ広く周知するため、市のホームページのほか、市公式 YouTube、SNS 等へ動画を作成し、情報配信を行いました。また、食品衛生監視指導計画に基づき、計画的に施設及びイベントの監視指導、食品の収去検査や事業者支援のための各種講習会等を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 飲食店の利用客は、コロナ禍より急激に増加し、テイクアウトやデリバリー等、業態が変化した飲食店も増えており、十分な加熱調理といった通常の衛生管理に加え、調理能力に見合った提供数や適切なメニュー選択といった食中毒防止のためのリスク管理が求められます。

イ 令和5年度は、市内施設を原因とする不良食品の発生が1件あり、原因追及及び再発防止対策等の指導を行いました。食中毒の発生はありませんでしたが、引き続き食品衛生監視指導計画に基づき、施設の監視指導及び食品等の収去を行い、食品による危害発生防止と施設の衛生管理の向上を図ります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

令和 2 年度 令和 3 年度松本市食品衛生監視指導計画を策定
3 年度 中核市移行に伴い、新たに松本市保健所を開設

イ 統計資料

＜令和5年度 監視件数＞

区分	施設数	監視件数
許可を要する施設（許可件数）	4,710	883
営業届出施設（届出件数）	2,120	229
計	6,830	1,112

＜令和5年度 収去検査件数＞

収去検体数	検査項目数
180	2,718

7 地域猫管理活動支援事業

健康福祉部 食品・生活衛生課

(1) 目標

動物愛護の推進の観点から、飼い主のいない猫の増加を防止し、市民の生活環境の保持を図ります。

(2) 令和5年度の実績と成果

地域猫活動に取り組む住民や個人ボランティアが増えたため、活動団体を登録制に変更し、21団体を登録しました。また、登録団体が地域猫として管理する猫のうち、オス86頭、メス118頭（合計204頭）の不妊・去勢手術について助成を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

市に寄せられる猫に関する苦情相談の中では、屋外にいる猫による糞尿被害が最も多く、次いで徘徊や鳴き声に関するものが多い状況です。飼い主のいない猫に不妊・去勢手術を行った後、継続して給餌や糞尿の管理を行うことにより、猫の命を見守りつつ、生活環境被害の防止を図ることを目的とした地域猫活動がより多くの市民の理解を得られるよう、周知に努めます。また、猫の増加の原因となる不適切な餌やり行為を行う飼い主に対し、引き続き適正な飼い方の指導を行うとともに、飼い主のいない猫への責任ある関わり方について周知し、理解を求めています。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成20年度 松本市地域猫管理活動支援事業補助金交付要綱施行
26年度 地域猫管理活動支援事業として予算を増額
令和5年度 松本市地域猫管理活動支援事業補助金交付要綱改正（団体登録制に変更）

イ 統計資料

地域猫管理活動支援事業として行った手術頭数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
オス 上限 8,800円	52	63	53	69	86
メス 上限 16,500円	93	90	95	89	118
合計（頭）	145	153	148	158	204

地域医療・救急医療の充実

1 診療所等事業

健康福祉部 福祉政策課

(1) 目標

地域住民が安心して安全に医療を受けることができる地域医療の充実を図ります。

医療資源の少ない山間地域において必要な医療を継続的に提供していくため、5カ所の市営診療所の運営に取り組みます。

(2) 令和5年度の実施と成果

各診療所において、引き続き、地域住民が安心して安全に医療を受けることができるよう必要な医療提供を行うため、人材確保や医療機器等の整備に努めました。

移転新築した奈川診療所では、松本市立病院からの診療体制を組み、新診療所での診療を開始しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

医療資源の少ない地域を担う診療所は、医師等の医療従事者の安定的な確保等、他の医療機関からの継続的な支援が不可欠です。

松本市立病院との連携強化を図り、安定的な診療所運営が図れるよう体制の構築を検討します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成27年度 安曇大野川診療所改築工事（現地）、安曇島々診療所移転改修工事（安曇支所内）を実施。安曇大野川診療所及び歯科診療所の統合により、大野川歯科診療所を廃止

28年度 大野川診療所及び大野川歯科診療所を一体化して、現地に改築し、平成28年4月1日に開設

島々診療所の機能を隣接する安曇支所1階へ移転し、平成28年4月1日に開設

令和元年度 錦部歯科診療所を令和2年3月31日に廃止

5年度 奈川診療所を移転新築（令和5年3月30日竣工）し、令和5年4月1日に開設

イ 診療所の概要

区分	大野川診療所	沢渡診療所	稲核診療所	島々診療所	奈川診療所
開設	平成28年 4月1日	昭和61年 6月1日	昭和54年 10月30日	平成28年 4月1日	令和5年 4月1日
診療科目	内科・歯科	内科	内科	内科・歯科	内科・外科・歯科
診療日 及び 診療時間	(内科) 月 13:30~15:30 水・金 9:00~11:30 (歯科) 月 9:00~16:00 水 9:00~12:00 金 9:00~16:30	水 14:30~15:30	月 9:00~11:00 金 14:00~15:30	(内科) 火 9:00~12:00 木 9:00~15:30 (歯科) 火・木 9:00~16:30	(内科) 月・火・木※・金 9:00~11:30 ※木は9:30~ (外科) 第2水曜日 10:00~12:00 (歯科) 月 9:00~16:00 火・木 9:00~16:30
職員体制	診療所長 信大歯科医師 看護師 歯科衛生士 歯科助手 事務員	診療所長 看護師 事務員	診療所長 看護師 事務員	診療所長 信大歯科医師 看護師 歯科衛生士 歯科助手 事務員	診療所長（松本市立 病院医師） 信大歯科医師 松本市立病院医師 看護師 歯科衛生士 事務員

2 病院事業

病院局

(1) 目標

松本市立病院は、松本市西部地域の基幹病院として、主に急性期医療の提供のほか回復期医療、周産期医療など、新しい命の誕生から人生の終末期までの幅広い医療を提供します。四賀の里クリニックは、四賀地域住民の心の拠り所となる地域医療の拠点として、地域に親しまれる医療機関を目指します。

(2) 令和5年度の実績と成果

- ア 松本市立病院では、新型コロナウイルス感染症の5類移行により発熱患者が減り、外来患者数が減少した一方で、入院患者数や人間ドック・健診利用者数が増加したため、医業収益は前年度と比較して増加する見込みです。
- イ 令和4年8月に松本市立病院建設基本設計に着手し、令和5年11月に完了しました。
- ウ 四賀の里クリニックでは、新型コロナウイルス感染症の5類移行、人口減少等の影響により利用者数はやや減少しています。引き続き、医療提供体制の充実により収益の確保に努めます。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 松本市立病院では、持続可能な地域医療体制を確保するため、公立病院経営強化プランに沿った医療を実践します。地域において果たすべき役割・機能を改めて見直すとともに、新病院建設を見据えて、経営基盤の強化に取り組みます。
- イ 松本圏域の感染症指定医療機関として引き続き感染症対策に取り組めます。
- ウ 四賀の里クリニックでは、医療提供体制の充実により収益確保に努めるとともに、老朽化が進んだ現施設の移転を検討します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

(ア) 松本市立病院	昭和23年度	村立波田診療所開設
	平成27年度	松本市立病院整備のあり方に関する将来構想を策定
	30年度	許可病床数を215床から199床に変更
	令和3年度	松本市立病院建設基本計画を策定
	4年度	松本市立病院建設基本設計に着手
(イ) 四賀の里クリニック	5年度	松本市立病院建設基本設計業務完了
		松本市立病院経営強化プランを策定
	昭和25年度	会田村、中川村2カ村組合立病院として開設
	平成17年度	4村合併に伴い市立病院として運営
	30年度	無床診療所化し、名称を四賀の里クリニックへ変更

イ 統計資料（令和5年度稼働状況）

区 分	松本市立病院			四賀の里クリニック		
	年間実数	1日平均数	診療日数	年間実数	1日平均数	診療日数
外来延べ患者数	83,888人	345.2人	243日	8,812人	36.6人	241日
入院延べ患者数	57,554人	157.3人	366日	—	—	—
救急搬送受入	1,394人	3.8人	366日	—	—	—
分娩数	120件	0.3件	366日	—	—	—
ドック・健診	6,416人	26.4人	243日	—	—	—

救急医療・周産期医療の充実

3 緊急救急医療等推進事業

健康福祉部 福祉政策課

(1) 目標

1年365日、平日・休日の夜間及び休日の昼間、市民が安心して安全に医療を受けることができる救急医療の充実を図ります。

(2) 令和5年度の実施と成果

- ア 初期救急医療（軽症）
- (ア) 診療所による平日・休日夜間及び休日昼間の在宅当番医制
 - (イ) 小児科・内科夜間急病センターにおける、小児科・内科の夜間365日診療
- イ 二次救急医療（中等症）
- 病院による平日・休日夜間及び休日昼間の病院群輪番制（松本広域圏8病院、うち市内7病院）
- ウ 三次救急医療（重症）
- 信州大学医学部附属病院及び相澤病院による重症救急患者の24時間受入れ
- エ こどもの初期医療に関し、子育て支援講座として夜間急病センター看護師による出前講座を実施

(3) 現状の分析と今後の課題

松本医療圏では、松本市医師会等関係機関の協力のもと運営している夜間急病センターや在宅当番医制による初期救急、二次救急病院の病院群輪番制による二次救急及び救命救急センターによる三次救急体制が整備され、緊急時に安心して医療が受けられる医療提供体制は、住民に定着してきました。

一方で、近年、軽症状者の受診が増え、医療機関への過度な負担が課題となっていることから、適正受診の周知・徹底が求められています。

また、夜間急病センターにおいては、勤務医の高齢化による医師の減少に加え、医師の働き方改革に伴い、小児科医の医師確保が課題となっています。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 小児科・内科夜間急病センター受診状況

年度	診療日数	受診者数				診療収入
		合計	小児科	内科	小児科割合	
令和3年度	365日	2,525人	1,712人	813人	67.8%	23,777千円
令和4年度	365日	2,812人	1,904人	908人	67.7%	26,905千円
令和5年度	366日	5,594人	3,275人	2,319人	58.5%	62,637千円

イ 二次救急診療実施集計表（松本広域圏8病院の二次救急診療患者数）

年度	外来患者数	入院患者数	合計患者数
令和3年度	17,202人	4,008人	21,210人
令和4年度	21,895人	4,146人	26,041人
令和5年度	21,279人	4,573人	25,852人

※ 松本広域圏8病院（相澤病院、一之瀬脳神経外科病院、藤森病院、松本協立病院、丸の内病院、まつもと医療センター、松本市立病院、安曇野赤十字病院）

※ 患者数は、松本広域圏外の患者数も含まれます。

救急医療・周産期医療の充実

4 松本・大北地域出産子育てネットワーク事業

健康福祉部 福祉政策課

(1) 目標

松本・大北医療圏の産科医療体制の崩壊を止める措置として、分娩従事医師の負担軽減、離職防止及び妊婦の安心感の確保を図ります。

(2) 令和5年度の実績と成果

健診協力医療機関・分娩医療機関の両医療機関で利用する共通診療ノートの活用等により、妊娠初期から分娩医療機関を利用する妊婦は、年々減少しています。その結果、医療機関の役割分担の推進と分娩従事医師等の負担軽減が図られ、安心・安全な出産ができる体制が整備されています。

また、地域住民の理解と協力を得るため、公開講座を開催するなど周知啓発に努めています。

(3) 現状の分析と今後の課題

この事業は、産科医療体制を維持するモデルケースとして、市民理解を促すとともに、更なる体制維持・継続のあり方を松本・大北医療圏全体で検討していく必要があります。

(4) 現在までの経過と統計資料

松本・大北地域住民の妊娠届（妊娠証明）の取扱実績

届出期間	分娩医療機関	前年比	健診協力医療機関	前年比
R 3 年 4 月～R 4 年 3 月	959 件 (163)	※	1,801 件	※
R 4 年 4 月～R 5 年 3 月	931 件 (143)	0.97 (0.88)	1,593 件	0.88
R 5 年 4 月～R 6 年 3 月	812 件 (161)	0.87 (1.13)	1,556 件	0.98

注 分娩医療機関の（ ）内は、信大、相澤、丸の内、松本市立病院の取扱件数

※ R2 年度以前の対比数値を未把握（R3 大北地域、新規加入のため）のため記載なし

個々に寄り添う障がい者福祉の充実

健康福祉部 障がい福祉課 西部福祉課
こども部 こども福祉課

1 障がい者自立支援給付事業の推進

(1) 目標

障がい者・児（以下「障がい者」という。）が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく自立支援給付サービスを提供し、障がい者・児の福祉の向上及び増進を図ることを目標とします。

(2) 令和5年度の実施と成果

- ア 障がいの特性と多様化するニーズに対応するため、計画相談支援事業者と連携して障がい者一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな支援とサービスの提供を推進しました。
- イ 適切なサービスが持続的に提供できるよう、提供状況の把握、事業所の支援等を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

障がい者手帳交付者は年々増加しています。障がいの重複化や重度化とともに高齢化も進んできているため、障がいの状態や生活状況に応じた個別支援の更なる充実に努めます。

また、各部局と連携し、事業所運営の適正化を図りながら障害福祉サービスの質の確保に努めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成 18 年 障害者自立支援法が施行され、自立支援給付事業によるサービス提供を開始
- 24 年 障害者自立支援法の一部改正に伴い、サービス利用計画作成対象者を拡大
児童福祉法の一部改正に伴い、障がい児に係るサービスを再編
- 25 年 障害者自立支援法の一部改正に伴い、法律名称が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（略称：障害者総合支援法）」に改正
難病患者の一部を障害福祉サービスの対象に追加
- 令和 3 年 中核市移行に伴い、事業所の指定、指導、監査等の事務の権限が市に移譲

イ 統計資料

自立支援給付事業（児童福祉法によるサービス含む）

区分	R 3 年度		R 4 年度		R 5 年度	
	給付件数 (件)	給付費 (千円)	給付件数 (件)	給付費 (千円)	給付件数 (件)	給付費 (千円)
訪問系サービス	7,646	560,894	7,474	641,792	7,892	742,869
日中活動系サービス	17,979	2,793,024	18,397	2,781,101	19,490	2,999,190
居住系サービス	5,810	920,238	6,009	982,257	6,279	1,065,037
サービス利用計画作成	6,470	100,742	6,813	105,818	7,337	114,866
児童通所サービス	8,772	533,127	9,954	614,477	11,892	735,094

個々に寄り添う障がい者福祉の充実

健康福祉部 障がい福祉課 西部福祉課
こども部 こども福祉課

2 地域生活支援事業の推進

(1) 目標

障がい者の自立や社会復帰、社会参加の促進及び介護者の負担軽減が図れるよう、地域の実状に即した事業として地域生活支援事業を積極的に実施し、障がい者が住み慣れた地域で安心して生活できる環境を整えます。

(2) 令和5年度の実施状況と成果

- ア 松本圏域3市5村及びサービス提供事業所と連携を図りながら事業を実施しました。
- イ 圏域の相談支援センターと連携し、生活・就労・住居等の多様な相談支援を実施しました。
- ウ 県との共同により、専門性の高い意思疎通支援を行うもの（手話通訳者等）の養成研修及び派遣を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 障がい者や介護者のニーズの多様化及び重度の障がい者へのニーズが増えていることから、障がいの特性及び生活環境に応じた相談支援及び各種サービスの提供に努め、社会参加の促進を図ります。
- イ 事業実施にあたっては、自立支援協議会及び相談支援事業所などの関係機関と連携を図りながら、支援の充実に努めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成 18 年 障害者自立支援法が施行され、地域生活支援事業によるサービス提供を開始
松本障がい保健福祉圏域自立支援協議会を設置し、障害者相談支援事業を実施
- 21 年 日常生活用具給付事業の種類等を圏域内で統一
- 令和 4 年 松本圏域自立支援協議会の解散に伴い、市単独で自立支援協議会及び基幹相談支援センターを設置
- 5 年 総合相談支援センター「Wish」1センターから4か所のセンターに体制変更

イ 統計資料

(単位：千円)

区分	R 3 年度		R 4 年度		R 5 年度	
	利用状況	給付費	利用状況	給付費	利用状況	給付費
相談支援センター（延相談件数）	11,580 件	－	10,834 件	－	12,040 件	－
手話通訳等派遣事業	1,348 回	5,143	1,483 回	5,625	1,499 回	6,246
移動支援事業	15,743h	36,800	14,278h	33,133	15,813h	35,588
日常生活用具給付事業	5,146 件	62,212	5,500 件	60,015	5,610 件	60,257
訪問入浴事業	2,891 回	36,123	2,700 回	33,739	3,076 回	39,465

3 障がい者の差別解消と権利擁護の推進

(1) 目標

障がい者への差別を解消し、権利や尊厳を守り、障がい者の自立と社会参加の促進を図ることを目標とします。また、実施にあたっては、地域の皆さんの理解と協力を得ながら、関係機関との連携強化、支援体制の整備を図ります。

(2) 令和5年度の実施と成果

- ア 障害者差別解消法の基本方針に基づき、社会的障壁の除去の実施、合理的配慮を提供することについて、職員対応要領を活用して、職員の研修を実施しました。
- イ 市民に向けて「信州あいサポーター研修」と連携した講座等を開催し、法律の趣旨や障がいや障がい者に対する正しい理解が進むよう、周知、啓発活動を行い、差別解消の推進に取り組みました。
- ウ 権利擁護推進のため、松本市社会福祉協議会が運営する成年後見支援センターに圏域市村と共同で委託し、成年後見制度に係る支援体制の充実を図りました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 障がい者への差別解消のため、引き続き研修や周知、啓発活動を実施します。
- イ 障がい者の権利擁護を推進するためには、障がい者と家族（養護者）の支援体制を構築、強化することが必要です。松本市高齢者・障害者虐待防止ネットワーク協議会や成年後見支援センターと連携を強めて支援を進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 障害者差別解消法における国等の経過

- 平成 20 年 障害者の権利に関する条約（国連発効）
- 22 年 「障害者制度改革のための基本的な方向について」閣議決定

イ 権利擁護の推進に関する経過

- 平成 23 年 成年後見支援センターかけはしを開設（松本市社会福祉協議会が設置・運営、圏域市村で運営費の一部を助成）
- 28 年 松本市高齢者・障害者虐待防止ネットワーク協議会を設置

ウ 統計資料

(ア) 障がい者虐待に係る通報・相談延件数（件）

	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
通報・相談延件数	11	16	18

養護者及び障害者福祉施設従事者等に関する通報・相談状況

(イ) 成年後見支援センター 延相談件数（件）

	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
延相談件数（件）	304	262	373

個々に寄り添う障がい者福祉の充実

健康福祉部 障がい福祉課
こども部 西部福祉課
こども福祉課

4 福祉医療費給付事業

(1) 目標

地域で安心して暮らすことができる社会をめざし、乳幼児、児童、障がい者（児）、ひとり親家庭の医療費自己負担分について償還又は現物給付を行い、健康保持と福祉の増進を図ります。

(2) 令和5年度の実施と成果

- ア 新規手帳取得者等に対し、福祉医療制度の周知徹底及び適正な活用を図り、障がい者の経済的な負担の軽減に努めました。
- イ 経済的に医療費窓口負担額の支払いが困難な低所得者については、福祉医療費貸付制度を利用した支援を行いました。
- ウ 子育て支援医療の対象児童を15歳から18歳に拡大し、子育て世帯への医療負担の軽減に努めました。

(3) 現状の分析と今後の課題

子育て支援医療（0歳から18歳まで）の現物給付方式導入に併せ、障がい者等の医療費助成も軽減が図れるよう県に要望します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

昭和49年度	松本市医療費特別給付金制度を創設
平成15年度	自動給付方式の導入、対象者の範囲を拡大（精神保健福祉手帳1級の者の通院医療費助成）、所得制限の導入、福祉医療費貸付制度の導入
17年度	入院時食事療養費標準負担額の助成開始
18年度	障害者自立支援法に基づく自己負担分医療費及び70歳以上で療養病床入院時の生活療養費（食事分）の助成開始
25年度	対象者の範囲を拡大（精神保健福祉手帳2級の者の通院医療費助成）
27年度	18歳以下の障がい児医療の対象者について、所得制限を廃止
30年度	子育て支援医療の対象児童について窓口負担500円となる現物給付方式を導入
令和4年度	子育て支援医療の対象児童を15歳から18歳に拡大

イ 統計資料

区分	令和4年度			令和5年度		
	給付件数 (件)	給付費 (千円)	県補助金 (千円)	給付件数 (件)	給付費 (千円)	県補助金 (千円)
子育て支援医療	360,291	691,430	192,718	417,466	806,487	212,739
障がい児医療	3,294	12,557	4,000	2,612	9,722	2,859
ひとり親医療	43,033	99,107	49,543	44,125	100,793	49,911
障がい者医療	254,805	806,531	279,131	257,815	815,754	284,228

1 地域包括ケアシステムの推進

(1) 目標

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を継続できる地域社会の実現に向けて、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保され、高齢者を地域全体で見守る地域包括ケアの仕組みづくりを推進します。

(2) 令和5年度の実施と成果

- ア 高齢者の自立支援と重度化防止に焦点をあて理学療法士等の医療専門職の参画を得て多角的な視点で検討を行う自立支援型個別ケア会議を開催してきました。当初、市主導で実施してきましたが全ての地域包括支援センターで開催することができ、様々な場を活用して医療と介護の連携を推進しました。
- イ 認知症になっても住み慣れた地域で生活することのできる地域共生社会に向け、認知症の方本人や家族の視点を重視しながら、本人の社会参加を進める「チームオレンジまつもと」の構築を各地域包括支援センターと連携し、推進してきました。
- ウ 地区生活支援員（社協へ委託）を配置し、地縁組織、民生委員、ボランティア、NPO 法人、社会福祉法人等と連携しながら、生活を支える多様な支援体制（助け合いづくり）の充実と強化、及び高齢者の社会参加（つながりづくり）の推進をしました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 自立支援型個別ケア会議を全ての地域包括支援センター主催で継続開催できるよう、地域包括支援センターへの支援を行い、医療と介護の連携による高齢者の自立支援と重度化防止の取組みをすすめます。
- イ 市内の3団体が「チームオレンジまつもと宣言」を行い、チームオレンジまつもととして登録できました。今後も継続して、認知症の方本人の社会参加を目指し、地域共生社会に向け、ステップアップ講座等の開催を行っていきます。
- ウ 35 地区の地区生活支援員を中心に、様々な通いの場や生活支援の体制づくりが進んでいますが、人口や高齢化率、地理的な地区差もあるため、地域の実情に合ったきめ細やかな体制づくりが必要です。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 令和 2 年度 自立支援型個別ケア会議の開始
まつもとミーティング（認知症本人ミーティング）の開催支援
- 3 年度 在宅医療と介護の連携推進の周知のため、多職種連携研修会を市公式チャンネルで YouTube 配信。
- 4 年度 地区生活支援員の 35 地区配置が完了
- 5 年度 高齢福祉課内に松本市介護と医療連携支援室を移転設置し、医療コーディネーターを配置（兼務）
チームオレンジまつもとを 3 団体が宣言

イ 統計資料（ケア会議実績）

項目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
個別ケア会議	37 回	32 回	45 回	30 回
自立支援型個別ケア会議 （検討事例数）	11 回 (22 事例)	12 回 (24 事例)	24 回 (36 事例)	22 回 (28 事例)

各会議終了 3～6 か月後の時点で支援経過報告を作成し、担当者で共有している。
個別事例から抽出された地域で取り組むべき課題については、地区支援企画会議等へ提案している。

2 高齢者福祉と介護保険事業

(1) 目標

団塊の世代が全て後期高齢者となる 2025 年及び団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる 2040 年を見据え、「誰もが、住み慣れた家で、地域で、安心して暮らし続けることができる仕組み」の構築という長期目標の達成に向け、施策の充実を図り、介護保険事業計画・高齢者福祉計画を推進します。

(2) 令和 5 年度の実績と成果

- ア 第 8 期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の最終年
- イ 「誰もが、住み慣れた家で、地域で、安心して暮らし続けることができる仕組み」の構築という長期目標の達成に向け、中長期的な視点のもとに第 9 期介護保険事業計画・高齢者福祉計画を策定しました。
- ウ 高齢者の生活を支えるため、松本市地域見守りネットワーク事業や在宅介護 24 時間あんしん支援事業などの福祉施策を展開しました。また、高齢者が地域の中でいつまでも生きがいを持って生活するために、外出支援や活躍ができる場の確保などの事業を展開しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 介護を必要とする高齢者、ひとり暮らし高齢者等が増加していることから、高齢者福祉や介護サービスに対する需要が増加・多様化しています。
- イ 住み慣れた地域で、健康で生きがいを持ち安心して自立した生活ができるように、福祉サービスの充実や地域づくりを進める必要があります。また、医療と介護の専門職が在宅サービスを一体的に切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」のシンカ（深化、進化）に向けた取組みを進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

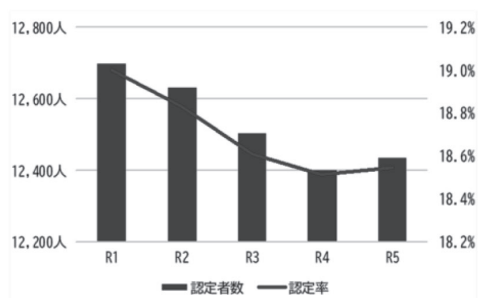
ア 経過

- 平成 4 年度 「松本市老人保健福祉計画」を策定
- 11 年度 「第 1 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定（以降 3 年毎に更新）
- 12 年度 介護保険制度開始
- 28 年度 新しい総合事業を開始
- 令和 3 年度 第 8 期計画（計画期間：令和 3 年度～令和 5 年度）のスタート

イ 統計資料

（出典）介護保険事業状況報告（月報）3 月月報

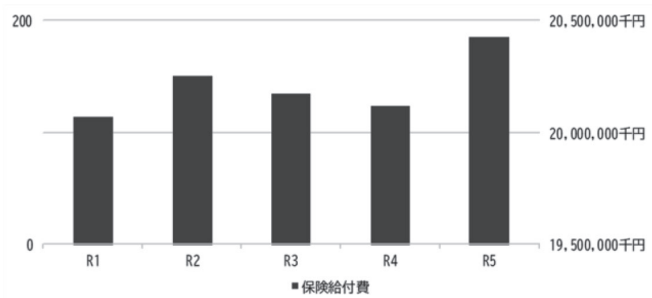
第 1 号被保険者認定率の推移



	R1	R2	R3	R4	R5
認定者数	12,700人	12,633人	12,504人	12,401人	12,435人
第1号被保険者数	66,740人	67,076人	67,189人	66,992人	67,045人
認定率	19.0%	18.8%	18.6%	18.5%	18.5%

（出典）介護保険事業状況報告（月報）3 月月報

保険給付者の推移



	R1	R2	R3	R4	R5
保険給付費	20,071,398千円	20,249,750千円	20,175,684千円	20,121,148千円	20,426,548千円

暮らしを守る生活支援の充実

1 生活保護受給者就労支援・健康管理支援・こどもの健全育成

健康福祉部 生活福祉課

(1) 目標

ハローワーク等関係機関や民生・児童委員等と連携しながら、積極的かつ組織的に就労指導及び就労支援の強化を図り、生活保護世帯の早期自立をめざします。

(2) 令和5年度の実績と成果

- ア 就労支援員を2名配置し、ハローワーク等と連携しながら実情に応じた継続的できめ細やかな就労支援を行い、被保護者世帯の早期自立を支援しました。
- イ こども支援員1名を配置し、基礎学力を習得できなかった小・中・高校生を対象に個別に訪問しての学習支援を行いました。
- ウ 保健師、管理栄養士各1名を配置し、一般健診の受診勧奨や戸別訪問、電話相談による保健指導を行い、生活習慣病の発症予防、重症化予防に取り組む健康管理支援事業を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 令和4年度末と比較して保護人員、世帯数ともに減少していますが、生活保護新規相談・申請件数及び保護開始件数は依然として多い件数で推移しています。
- イ 高齢者世帯は引き続き過半数以上の割合を占めるほか、見守りを必要としている傷病者・障害者世帯は増加していることから、生活困窮者自立支援制度の家計改善支援事業や地域居住支援事業との連携強化が必要となっています。
- ウ 貧困の連鎖の防止のため、生活保護受給世帯の子どもの生活習慣・育成環境の改善や、進路選択への助言拡充が必要となっています。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成20年度	就労支援事業実施
27年度	子どもの学習支援事業実施
令和2年度	健康管理支援事業実施

イ 統計資料

年度別、世帯類型別被保護者世帯数（各年度3月31日現在）

年度 \ 項目	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障がい者世帯	その他世帯	合計
3年度（世帯） （%）	870 (55.8)	38 (2.4)	475 (30.5)	177 (11.3)	1,560
4年度（世帯） （%）	873 (54.4)	38 (2.3)	504 (31.4)	187 (11.6)	1,602
5年度（世帯） （%）	848 (54.6)	23 (1.5)	522 (33.6)	159 (10.2)	1,552

暮らしを守る生活支援の充実

2 生活困窮者自立支援等関係事業

健康福祉部 生活福祉課

(1) 目標

生活保護に至る前段階にある生活困窮者に対して、生活困窮者自立支援法に基づく相談支援機関である「まいさぼ」が中核となり、「困窮者の自立と尊厳の確保」「困窮者支援を通じた地域づくり」の視点を踏まえた包括的かつ継続的な支援を提供します。

(2) 令和5年度の実績と成果

- ア 失業や減収により住居の継続確保が困難となり、就職活動に支障をきたす方に対して、住居確保給付金を支給することにより、安定した住まいの確保を支援しました。
- イ 生活困窮者のうち、就労意欲、社会適応能力が低い等の就労に向けた課題を抱える者に対して、就労に必要な基礎能力の形成を図るため、就労体験機会の提供や面接の対応訓練等を行いました。
- ウ 庁内プロジェクト会議や支援調整会議を通じて、「まいさぼ松本」「まいさぼとまり木松本」と庁内関係課とのより一層の連携を図り、生活困窮者の早期発見及び支援開始を推進しました。
- エ 生活困窮者が社会とのつながりを実感し、社会参加に結びつけていくために、生活困窮者支援等のための地域づくりを推進しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 新型コロナウイルス感染症の影響が落ち着き、新規相談者及び継続支援者は減少しているものの、相談内容は複雑化（生活費、ローン支払い、住まい、傷病・障がい等）してきており、支援が長期化する傾向にあります。
- イ 誰も取り残さない全世代型支援体制（国が示す「重層的支援体制整備事業」）を構築する中で、居住に課題を抱える生活困窮者が安定した居住を確保し地域に定着するには、居住支援（不動産業者への同行、手続きの支援）のほか入居後の見守り等のアフターフォローなど、居住確保支援の強化が必要です。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 27 年度	生活困窮者自立支援法施行 自立相談支援事業、住居確保給付金、子どもの学習支援事業（生活保護世帯）実施
28 年度	就労準備支援事業、一時生活支援事業実施
29 年度	家計改善支援事業実施
令和 5 年度	生活困窮者支援等のための地域づくり事業実施

イ 統計資料

まいさぼ松本・まいさぼとまり木松本の支援状況

	新規相談者数	前年度からの継続支援者数	延対応回数	延就職・増収者数
令和 3 年度	1,342 人	960 人	9,369 件	47 人
令和 4 年度	732 人	664 人	7,400 件	33 人
令和 5 年度	498 人	1,116 人	6,443 件	48 人

3 市営住宅の整備

建設部 住宅課

(1) 目標

住宅に困窮する低所得者の居住水準の向上と、安心・安全な住環境を提供するため、良質な市営住宅の整備を推進します。

(2) 令和5年度の実績と成果

- ア 建物や設備の老朽化により入居率の低下及び高齢化率が増加している市営住宅について、若者の生活スタイルに合わせたリノベーションを行いました。
- イ 入居戸数の減少と高齢化率の抑制、セーフティーネットの機能を強化するため、入居要件を緩和しました。
- ウ「松本市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、市営住宅ストックの有効活用と長寿命化を図りながら居住環境を改善する改修工事を行いました
- エ 長野県と「県営住宅寿団地」の建替えに伴う協働事業に関する協定を締結しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 入居率の低下及び高齢化の問題解決に向けた施策を更に進めます。
- イ 松本市公営住宅等長寿命化計画について、社会情勢の変化、事業の進捗状況等に応じた見直しを行います。
- ウ 寿団地の県営住宅との協働建替事業を進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

市営住宅の整備経過

新 築 住 宅					建 替 住 宅				新 築 住 宅					建 替 住 宅			
建設年度	団地名	建設戸数 (着工)	公営住宅等	特定公共 賃貸住宅	団地名	建設戸数 (着工)	公営住宅等	特定公共 賃貸住宅	建設年度	団地名	建設戸数 (着工)	公営住宅等	特定公共 賃貸住宅	団地名	建設戸数 (着工)	公営住宅等	特定公共 賃貸住宅
昭和52年度	野 溝	20	20						4	小 宮	12	12		石 芝	36	36	
	会 田	4	4						5	小 宮	60	60		元 町 上	24	24	
	中 川	4	4							井 刈	2	2					
53	岡 田	24	24						6	島 々	6	6		元 町 上	24	24	
	南松本西	25	25							西 宮	4	4					
	錦 部	8	8							番 所	6		6				
54	島 内	96	96						7					南松本	42	42	
	錦 部	4	4							御 堂 原	14	12	2	南松本	27	27	
55	竹 淵	54	54						8	小 原	2	2		南松本	24	24	
57	南松本南	32	32		二 子	26	26		9					豊 丘	55	55	
	西 宮	1	1							取 出	10		10				
	南松本南	40	40		寿 田 町	24	24		10	大 野 田	14	14					
	錦 部	4	4		寿 田 町	42	42			上 土	20		20				
	中 川	4	4						11	西 宮	25		25	豊 丘	45	45	
59	埋 橋	30	30		寿 田 町	54	54			大 野 田	1	1					
60	南松本南	30	30		寿 田 町	30	30			横 沢	20		20	芳 野	39	18	21
	南松本東	30	30						12	大 手	19	19					
	野 沢	6	6						13	松本駅北	8	8		豊 丘	30	30	
61	出 川	60	60		寿 田 町	54	54			コーポ沢渡	25	25					
	野 沢	3	3						14		6	6					
62	竹 淵	60	60		寿 田 町	36	36		15								
	野 沢	3	3		元 町	18	18		16					寿	45	45	
63	竹 淵	24	24		元 町	14	14		17						30	30	
	浅間南	60	60		石 芝	16	16		18						20	20	
	大 示 川	3	3						19						30	30	
平成元年度	浅間南	32	32		石 芝	24	24		20								
	上 郷	2	2						21	小 原	3	3		豊 丘	15	15	
	稲 核	3	3						27					寿	21	21	
2	浅間南	30	30		石 芝	16	16		28					寿	15	15	
	大 示 川	3	3						29					寿	27	27	
	上 郷	2	2						30					寿	48	48	
3	小 宮	30	30		石 芝	16	16										
	上 郷	2	2						合計		990	907	83		967	946	21